

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出雲市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県出雲市長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</p> <p>1 被保険者の資格管理 ①被保険者資格の取得、喪失等異動に関する申請、届出等の受理及び審査 ②被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の交付、再交付又は返還受理</p> <p>2 保険給付の支給 ①国保法に基づく保険給付 ②標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証又は特別療養証明書の交付等</p> <p>3 保険料の賦課・徴収・収納及び減免に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1 国民健康保険システム 2 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 国保情報集約システム</p>

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険データベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の16、30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16、24条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第19条第7号別表第二の27、42、43、44、45の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第20、25、26条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第1、2、3、4、5、19、25、33、43、44、46、49、53条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	出雲市健康福祉部
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	出雲市 総務部 総務課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 TEL 0853-21-6756
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	出雲市 健康福祉部 保険年金課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 TEL 0853-21-6984
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[○] 委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[○] 提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[○] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[○] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

所箇更麥